

月報

いしのまき

平成25年7月号



ハローワーク石巻

(石巻公共職業安定所)

〒986-0832 石巻市泉町4丁目1-18

TEL 0225-95-0158

FAX 0225-22-2442

マンガのまち石巻 協力石ノ森萬画館

© 石森章太郎プロ/ショウプロジェクト

一般職業紹介状況(25年5月内容)について

○ 有効求人倍率

有効求人倍率は1.51倍となり、前年同月比で0.75ポイント増加し、前月比では0.01ポイント増加した。

○ 求人のおよす

新規求人数は2,147人で、前年同月比で20.6%(367人)、前月比で4.0%(82人)といずれも増加した。

産業別で見ると、宿泊業・飲食サービス業が182人で、前年同月比136.4%(105人)、生活関連サービス業・娯楽業が82人で、同30.2%(19人)、医療・福祉が295人で、22.9%(55人)、サービス業が274人で、166.0%(171人)と大幅に増加した。

一方、運輸業・郵便業は70人で、前年同月比▲39.7%(46人)と大幅な減少となった。

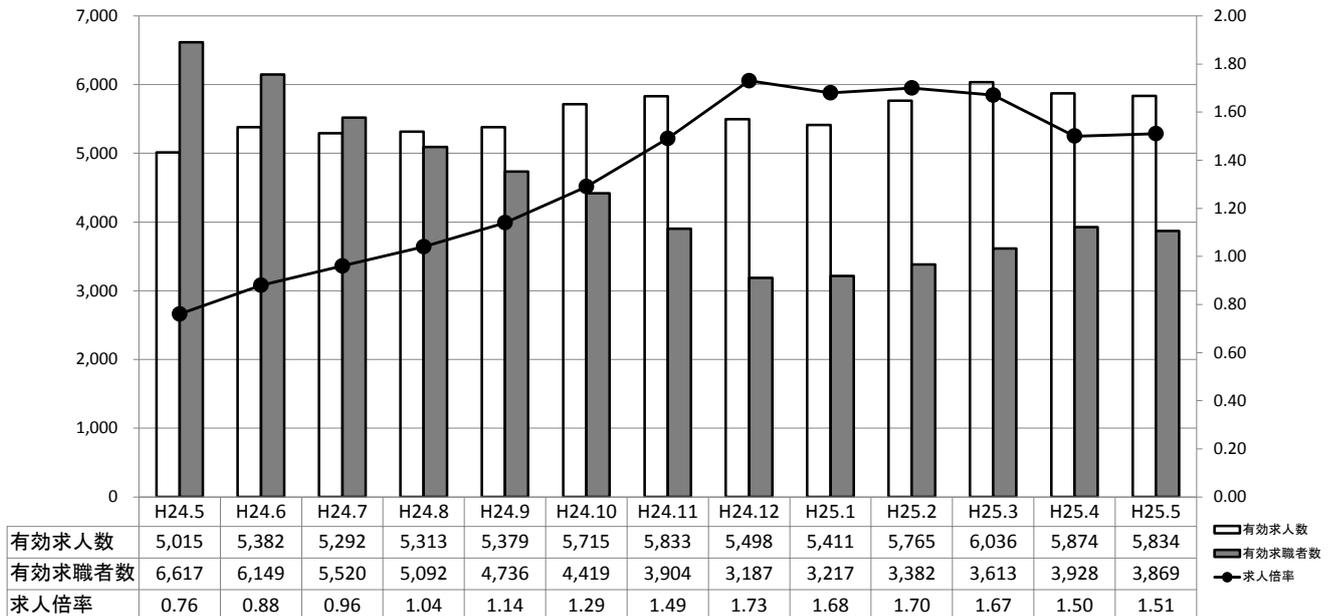
月間有効求人数は5,834人で、前年同月比で、16.3%(819人)増加したが、前月比では▲0.7%(40人)減少した。

○ 求職のおよす

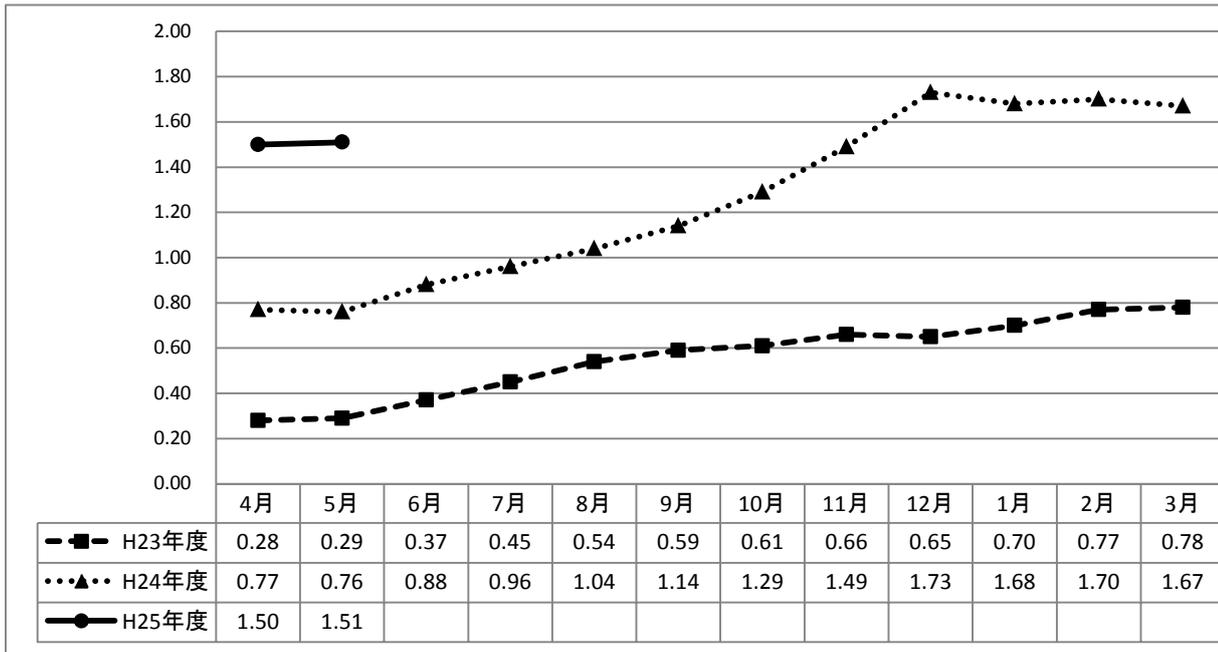
新規求職者数は1,048人で、前年同月比で▲8.4%(96人)、前月比で▲19.8%(2159)といずれも減少した。

有効求職者数は3,869人で、前年同月比で▲41.5%(2,748人)、前月比で▲1.5%(59人)といずれも減少した。

これを年齢階層別割合で見ると、44歳以下は60.1%、45歳以上54歳は17.2%、55歳以上は22.7%となっている。



有効求人倍率の推移(パート含む)



一般職業紹介状況(パート含む)

項目	計	男	女	前月比	前年同月比
新規求人数	2,147	*	*	4.0	20.6
月間有効求人数	5,834	*	*	▲ 0.7	16.3
新規求職者数	1,048	488	559	▲ 19.8	▲ 8.4
うち(保)	216	95	121	▲ 42.4	▲ 10.4
月間有効求職者数	3,869	1,770	2,090	▲ 1.5	▲ 41.5
うち(保)	1,351	547	802	1.1	▲ 65.7
求人倍率					
新規	2.05	*	*	0.47P	0.49P
有効	1.51	*	*	0.01P	0.75P
紹介件数	1,787	879	908	6.6	▲ 11.3
うち(保)	359	161	198	53.4	▲ 15.9
就職件数	599	284	314	0.8	▲ 13.4
うち(保)	115	50	65	43.8	▲ 21.8
新規就職率	57.2	58.2	56.2	11.8P	▲ 3.3P

※ 平成16年11月から求職申込書における「性別」欄の記載が任意となったことに伴い、男女別の合計は必ずしも一致しない。

障害者職業紹介状況

項目	計	身体障害者	知的障害者等	前月比	前年同月比
新規求職者数	18	9	10	▲ 5.3	▲ 40.0
新規登録者数	11	3	4	57.1	0.0
就職件数	7	7	3	▲ 30.0	▲ 36.4
月末現在有効求職者数	288	133	150	1.8	12.5

雇用保険取扱状況

※ 金額の単位は千円

項目		計	男	女	前月比	前年同月比
事業所関係	新規適用事業所数	44	*	*	33.3	22.2
	廃止事業所数	13	*	*	62.5	▲ 13.3
	月末現在事業所数	3,824	*	*	0.8	5.3
被保険者関係	資格取得者数	1,118	557	561	▲ 42.9	▲ 8.6
	資格喪失者数	757	383	374	▲ 44.1	22.1
	離職票交付件数	434	*	*	▲ 47.8	43.2
	月末現在被保険者数	41,470	24,768	16,702	0.7	9.0
給付金関係	受給資格決定数	243	110	133	▲ 39.9	▲ 1.6
	一般給付受給者数	806	325	481	18.4	▲ 13.1
	一般給付金額	93,832	47,158	46,674	27.5	▲ 12.8
	個別延長給付受給者数	98	35	63	18.1	▲ 93.9
	個別延長給付金額	12,152	5,202	6,950	20.3	▲ 92.6
	広域延長給付受給者数	0	0	0	0	▲ 100.0
	広域延長給付金額	0	0	0	0	▲ 100.0

※ 各金額は千円未満を四捨五入しているため、計で若干の誤差を生じる場合がある。

※ 広域延長給付は23年10月から運用され、平成24年9月30日に終了している。

若者の人材育成に取り組む事業主の皆さまを支援します！

若者チャレンジ奨励金 (若年者人材育成・定着支援奨励金)のご案内

35歳未満の非正規雇用の若者を、自社の正社員として雇用することを前提に、自社内での実習(OJT)と座学(Off-JT)を組み合わせた訓練(若者チャレンジ訓練)を実施する事業主の方に奨励金を支給します。

訓練奨励金	訓練実施期間に訓練受講者1人1月当たり15万円
正社員雇用奨励金	訓練終了後、訓練受講者を正社員として雇用した場合に、1人当たり1年経過時に50万円、2年経過時に50万円(計100万円)

- ◆ 正社員としての雇用経験などが少なく職業能力形成機会に恵まれない若者を、新たに有期契約労働者として雇い入れて訓練を実施する場合と、既に有期契約労働者等として雇用している若者に訓練を実施する場合に活用できます。
- ◆ 1年度に計画することができる訓練の上限は、60人月※となります。

※ 人月とは、(受講者数×訓練月数)の合計をいいます。例：3人に3カ月間の訓練を実施する場合=9人月

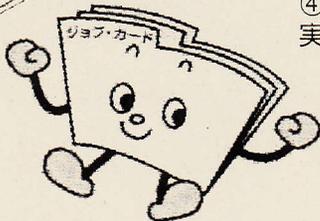
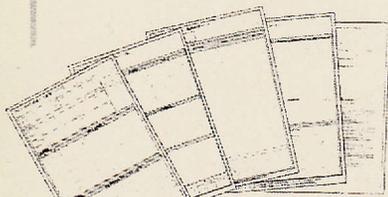
若者チャレンジ訓練の対象者は…

35歳未満の若者であって、以下のいずれにも該当する者

- 過去5年以内に訓練を実施する分野で正社員としておおむね3年以上継続して雇用されたことがない者などであって、登録キャリア・コンサルタントにより、若者チャレンジ訓練へ参加することが適当と判断され、ジョブ・カード(下記参照)の交付を受けた者
- 訓練を実施する事業主と期間の定めのある労働契約を締結する者など

※ 新規学校卒業予定者および新規学校卒業者は、原則として卒業日が属する年度の3月31日まで若者チャレンジ訓練の対象者として募集することができません。

「ジョブ・カード」とは



ジョブ・カードは、①履歴シート、②職務経歴シート、③キャリアシート、④評価シート、の4つのシートからなるファイルです。

①から③のシートは、正社員採用やキャリア・アップを目指す若者が登録キャリア・コンサルタント※によるキャリア・コンサルティングを受けながら作成します。これらのシートを作成することにより、自己の職業能力などに対する理解を深め、訓練に対する意識を高めることができます。

④のシートは、訓練受講者の訓練成果を評価するためのシートです。訓練を実施した企業などが訓練受講者に交付します。

※登録キャリア・コンサルタントとは、ジョブ・カードを交付することができるキャリア・コンサルタントとして厚生労働省または登録団体に登録された人です。ハローワークやジョブ・カードセンターなどに所属しています。

<参考> 厚生労働省ホームページ(ジョブ・カードの概要)

http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/job_card01/

<ご注意>

この奨励金は平成25年度末までの時限措置です。また、支給額が予算額に達する見込みとなった時点で、申請の受付を中止いたしますので、あらかじめご了承ください。



厚生労働省・都道府県労働局